

## 令和元年第6回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和元年6月28日					
召集場所	滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び宣告	開会 令和元年6月28日 午前9時30分 議長 舟根 功 閉会 令和元年6月28日 午前10時57分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席番号	氏名	出・欠の別	議席番号	氏名	出・欠の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	瀬川 博			千葉 弘輝		
事務局職員の出席状況	事務局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	<p>報告第1号 会長の動向について</p> <p>報告第2号 あっせん報告について</p> <p>議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第2号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について</p> <p>議案第3号 農地所有適格法人事業報告について</p> <p>議案第4号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限）</p> <p>議案第5号 農地所有適格法人事業報告について</p> <p>議案第6号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限）</p> <p>議案第7号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限）</p> <p>議案第8号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第9号 農地法第3条1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について（議事参与制限）</p> <p>議案第11号 農地法第3条1項の規定による許可申請について</p>					

	<p>(議事参与制限)</p> <p>議案第 12 号 農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請について</p> <p>(議事参与制限)</p> <p>議案第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について</p> <p>議案第 14 号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 15 号 農地利用集積計画の決定について (議事参与制限)</p> <p>議案第 16 号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 17 号 あっせんの申し出について</p>
会議の経過	別紙のとおり

議長 本日、張間委員から欠席の連絡が入っております。西田委員が若干遅れるとの連絡を頂いております。

在任委員 13 名、出席委 11 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 11 番瀬川委員、12 番千葉委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、5 月 26 日から 5 月 30 日まで全国農業委員会会長大会等に出席いたしました。内容については、全国農業会議所としての国に対する政策提言決議等を行うとともに、北海道選出国會議員要請集会や地元選出の武部代議士に対する要請行動を行いました。研修として群馬県嬭恋（つまこい）村の特産品であるキャベツの生産から出荷までの工程等につき視察しております。また 6 月 19 日から 21 日にかけて北海道年金協議会総会及び北海道農業会議総会に出席しております。内容については、いずれも平成 30 年度の事業報告及び収支決算の承認等であります。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 5 回総会であっせんすることに決定していた件について池田委員より報告願います。

池田委員 令和元年 5 月 24 日開催の第 5 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた、●●●●さんから申し出のあった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

あっせん委員としての調整を始めたところ、申し出者の●●●●さんから 1 部の農地について、あっせんから外して欲しい旨の意向が示されました。理由はこれまで農地を貸していた●●●●さんにどうしても売りたいという気持ちになったためということであります。

これを受け、あっせん委員及び事務局で対応につき協議をし

ましたが、●●●●さんに売るというのであれば、あっせんになじまないで、その部分については、あっせん対象地から外すことはやむを得ないと判断し、「あっせん取り下げ書」を提出してもらうこととし、その旨会長及び代理にも報告し了承をいただきました。

取り下げ書については議案 3 ページに載せておりますのでご確認ください。

このため、あっせんは、3筆、60,669 m<sup>2</sup>の農地につき、相手方を●●●●さんとして調整した結果、4,500,000 万円で成立しましたので報告いたします。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。  
無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、本報告を了承いたします。

日程第 4. 議案第 1 号. 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 農業委員会等に関する法律では、委員会は、農地の最適化の推進や事務の実施状況を毎年公表しなければならないとされています。このため本件は、平成 28 年 3 月 4 日付け「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき作成したものであります。内容を説明しますので、議案の 5 ページをご覧ください。(以下議案に基づき説明)

本件については、総会で審議した上で決定し、町のホームページで公表するものであります。

大坪委員 参考までに 7 ページの新規就農フェアでの対応、本町への照会等現場での状況を説明していただきたい。

局長 新規就農フェアでは他の市町村と同じようにブース設営を行い、ブースでの質問を受けたのが数人、その他本町への照会はありませんでした。

議長 この件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第5．議案第2号．平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、30年度の点検評価と同様に平成31年度の委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について審議いただくものがあります。議案の14ページをご覧ください。

(以下議案に基づき説明)

説明は以上ですが、案を審議決定したのち、町のホームページで公表いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第6．議案第3号．農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。

農業委員会では、法人の事業内容とともに、要件を満たしているかを確認します。

本議案では、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●について、説明資料の1ページから30ページのチェックシートにより適合の可否を審査しました。各法人について不可となった項目はありませんので、すべて要件を満たしていると判断いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第7．議案第4号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

(●●●●委員 退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料31ページから35ページのチェックシートにより確認しましたが、不可と

なった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第8. 議案第5号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局 長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料36ページから40ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第9. 議案第6号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

(●●●●委員 退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。チェックシートにより確認しましたが、44 ページをご覧ください。下段の5-1になります。ここは業務執行役員要件を満たしているか審査する部分です。具体的には、構成員であり、かつ、農業に常時従事する者が役員の「過半」を占めるかどうかを確認するものであります。

過半というのは、役員が3人であれば2人、役員が2人であれば、2人とも満たしていなければ過半にならないということであります。この法人について見てみると、役員は2名で構成員でかつ農業に常時従事する者は1名となり、過半とはならないこととなります。

ご承知のように昨年の報告でも、同様の状況となっていたため委員会として、早めに解消するようとの意向を伝えていたところ です。

具体的には、●●●●さんが株を買い、構成員になれば解消できるためその方向で対応していくということでありましたが、以降、●●●●さんと●●●●さんで株売買につき交渉していましたが、1口の売買価格について折り合わず、現在税理士に適正な額を評価してもらい、それをベースに話を進めていく予定でいるとのことでした。

本件は、代表取締役の交代時に派生して発生した問題であり、その問題解決が長引いているという状況であります。新たに誰かが取締役となり、要件を欠くことになったという類のものではありませんので、昨年に引き続き、早急に要件を満たすように指導するのが妥当と考えておりますが、ご審議願います。

議長 本件に関し質疑ございませんか。

日野委員 前回から1年が経過して、前年と同じ状態で解決を見越して認めることによる問題は無いのか。また、本年以降見通しも立たないまま同じ状態で数年経過することは問題であるの無いか。

局長 日野委員の発言のとおりです。経緯として昨年から当事者間の

同士の売買交渉が上手く行かないため、税理士を交え交渉を進めている。事務局としても対象法人と直接会話し、年内の問題解決の目処をいただいているので、この問題が解決するものとして判断しています。

現在の状況が数年続くことについて、農業会議の方とも確認しているが、内容によるとの事でした。代表取締役の交代時の案件である、会社の内実は何も変化していないため、今すぐに解消できなければ欠格法人として取り扱うことまではしなくても良いと確認しています。

大坪委員 個人への過干渉は避けるべきだが、今年度中に問題を解消する見込みが立ちそうだとの事、しかし具体的な改善計画を示していただいた方が良いのではないか。個人同士で円満に解決するのが望ましいが、どうだろうか。

局長 本人からの聴取では、去年は当事者同士の交渉であったが、税理士への適正価格の評価をお願いしている状況です。問題解決に向けて状況は進展していると聞いており、本年中に解決すると考えています。

温水委員 現在はあまり望ましい状況ではない、また税理士の評価金額が出ることで双方が納得出来るかは不明です。弁護士などを交えて交渉を進めているわけでもない、今回は事務局の情報を信じて進めて良いと考えますが、来年度も同じ状況であれば、問題視せざるを得ないため、慎重な対応をお願いします。

議長 ここで、質疑を打ち切り、一旦の休憩を取ります。

～休憩～

議長 休憩を解き、会議に戻します。

説明・質疑にありましたとおり、本法人については、業務執行役員要件を欠く部分がありますので、その解消を速やかに行うことという意見を付し了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 10. 議案第 7 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

(●●●●委員 退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。説明資料 46 ページから 50 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 11. 議案第 8 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、先ほどあっせん報告のあった●●●●さんから●●●●さんへの売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。場所については、61 ページの赤枠の部分であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。  
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 12. 議案第 9 号. 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局 長 本件は、農地法第 3 条の許可申請であります。  
先ほどのあっせん報告にありましたとおり、●●●●さんがあっせんを取り下げた農地につき、●●●●さんに売買するものであります。  
なお 3 条の許可基準については、説明資料 51 ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案 61 ページの青枠の部分であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
ここで、休憩を取ります。

～休憩～

議 長 休憩を解き会議に戻します。  
本件は、あっせん委員が現地調査を終えておりますので、全員での調査に代えたいと思います。  
では本件につき意見を求めます。

温水委員 許可してよろしいと考えます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
本件は許可することに決定しました。

日程第 13. 議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について議題といたします。なお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

(●●●●委員退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第 18 条第 6 項による合意解約の通知であります。先月の総会で●●●●さんから●●●●さんへの農地の売買についての 3 条許可を決定していますが、賃借権つきの農地を売買したものであるため、その賃借を解約するものであります。場所については 80 ページの図面のとおりであります。また本件は、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であります。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 14. 議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申

請について議題といたします。なお本件も●●●●委員に関する案件ですので退席のまま審議いたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

内容は、●●●●さんの所有地を●●●●に使用貸借させるもので、内訳は以前から使用貸借していたものの更新分が44筆、245,968㎡、新たな使用貸借分が16筆、221,777.68㎡となっております。場所については議案80ページが札久留方面、81ページが滝下方面の図面となっております。

説明資料52ページの「3条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は、法人と構成員間の利用権設定ですので、現地確認は省略いたします。

ここで休憩といたします。

～休憩～

議長 休憩を解き会議に戻します。

それでは、この件について意見を求めます。

日野委員 申請のとおり、認めることとしてよろしいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件については、許可することに決定しました。

日程第 15. 議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

(●●●●委員 退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第 3 条の許可申請であります。

●●●●さんは、2 区及び茂瀬の農地を借り、薄荷の栽培を行っておりますが、今後はハーブ類の栽培も行いたいということで、●●●●さんの農地を借りる申請があったものであります。

場所については議案 89 ページの図面をご参照ください。

また、説明資料 53 ページの「3 条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 ここで休憩といたします。

～休憩～

議長 休憩を解き会議に戻します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

日程第 16. 議案第 13 号. 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第 18 条第 6 項による合意解約の通知であります。

その 1 は合理化事業に係る●●●●さんと●●●●の賃貸借を解約するものであります。●●●●さんが規模縮小せざるを得ない状況にあり、買い取りができないため●●●●も了承し、合意解

約となったものであります。場所については議案 93 ページの図面赤枠の部分であります。その 2 は●●●●さんの農地を売りたいという意向に●●●●さんも同意し、賃貸借の合意解約をするものであります。場所については議案 96 ページの赤枠の 1 筆であります。また 2 件とも農地法で定めた合意解約要件を満たしているため、同法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であります。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 17. 議案第 14 号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地保有合理化事業により、●●●●さん所有の農地を●●●●さんに売り渡すものであります。本来は●●●●さんが買う予定でしたが経営事情により、買うことを断念せざるを得なくなり公社も了承したため合意解約しました。

公社としては●●●●さんの代わりに買い手を農業委員会で調整して欲しいとのことでしたので、日野委員、片岡委員、西田委員により買い手の調整にあたってもらい、●●●●さんとなったものであります。場所については 93 ページの図面赤枠部分であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑を打ち切ります。この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第 18. 議案第 15 号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件です。ので退席願います。

(●●●●委員 退席)

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地保有合理化事業で賃借期間満了に伴い、●●●●所有の農地を●●●●さんに売り渡すものであります。場所については 93 ページの図面青枠部分であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第 19. 議案第 16 号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地保有合理化事業で賃借期間満了に伴い、●●●●所有の農地を●●●●に売り渡すものであります。場所については 93 ページの図面黄色い枠の部分であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第 20. 議案第 17 号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件はあっせんの申し出であります。●●●●さんから、親が所有していた農地の相続手続きを終えたので売買したい旨申し出がありました。場所については 96 ページの図面をご覧ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件はあっせんすることに決定しました。  
あっせん委員については、会長指名でよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員の指名を行います。  
4 番片岡委員、7 番井上委員、12 番千葉委員を指名いたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。

～休憩～

議 長 休憩を解き会議に戻します。

審議を保留にしていた議案第12号農地法第3条第1項の許可申請について審議します。●●●●委員は退席願います。

(●●●●委員 退席)

この件について意見を求めます。

林委員 現地確認の後、許可してよろしいと思います。

議 長 ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。